

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成31年4月教育委員会会議：定例会

期 日 平成31年4月17日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時10分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 なし

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	花島 英雄
	教育総務課長	川島 淳一	学 務 課 長	林 一裕
	指 導 課 長	竹内 重幸	教育センター所長	榎本 泰之
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	鈴木 千春
	美 術 館 長	宍戸 信	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より2件報告

1つ目は、入学式及び入園式について、2つ目は、校長会議4月12日開催について報告する。

1つ目の入学式、入園式については、全ての中学校が4月9日、小学校は8日、11日、入園式は10日、11日にそれぞれ開催をした。いずれも滞りなく終了し、新たにスタートした。

なお、新園児は47人、小学校の新入生は1,332人、中学校の新入生は1,378人だった。

2つ目の校長会議については、主に5点の話をした。1つ目は、社会は学校を正しく評価していると捉えているので、謙虚な姿勢と地道な取り組みを重ねながら自信を持って学校経営に邁進していただきたいということ、2つ

目は学校組織が機能する条件について具体例を挙げながら話をした。3つ目は、経営視点を明確にしてみずから汗を流すリーダーであることが大事であるという話をした。4点目は、校長の職務で重要事項が2つありますよという話をした。1つは、学校組織を機能させていくためのチーム力の向上があることと、2つ目は学校全体で活動している時間を共有することが職務で重要だということについて、具体例を挙げて話しをした。5点目は、職務の厳正について、具体例を挙げながら話をした。

② 教育委員会の人事異動について【教育総務課長】

教育委員会の人事異動について報告する。

資料の1ページ、佐倉市教育委員会管理職新旧一覧として、主幹以上の管理職職員の新旧一覧を掲載している。個々の異動については省略をさせていただくので、資料によりご確認をいただければと思う。

続いて、資料の2ページ及び3ページ、先ほどの管理職以外の方の異動の一覧を掲載している。また、3ページには昇格者、派遣職員、退職者等を掲載している。こちらも個々の異動等については省略させていただくので、資料により確認をいただければと思う。

なお、教育長を除く教育委員会の職員数については、平成31年4月1日現在、派遣職員も含めて155名、再任用職員、任期つき職員も含めると166名となっている。職員数については、前年度の平成30年度も全体で166名だったので、人数についての変更はなかった。

③ 各教育施設利用状況について【教育総務課長】

各教育施設利用状況について報告する。

資料1ページ目、平成30年度社会教育施設の利用状況である。図書館、視聴覚教材の利用状況、公民館の各利用状況について、平成29年度と平成30年度の利用状況を掲載している。

続いて2ページ、平成30年度の学校開放に係る利用状況である。利用団体数や利用の件数、利用人数について掲載をしている。

続いて3ページ、文化財施設の入館状況である。武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館の入館状況について掲載をしている。

続いて4ページ、美術館の利用状況である。来館者数の総数、企画展、収蔵作品展等の入場者数などを掲載している。

続いて、5ページから7ページにかけては、市民音楽ホールの利用状況となっている。5ページはホールなどの利用状況、6ページから7ページは自主文化事業の一覧を掲載している。それぞれの内容については、お手元の資料により確認をお願いできればと思う。

④ 佐倉市立幼稚園、小・中学校一覧について【学務課長】

佐倉市立幼稚園、小・中学校一覧について報告する。

4月10日現在、小学校の学級数は通常学級293学級となっており、前年度比5学級の減である。特別支援学級は57学級で、前年度比6学級の増となっている。中学校は125学級で、前年度比4学級の減である。特別支

援学級は 23 学級で、増減はない。児童生徒数は、小学生 8,361 名、中学生 4,128 名で、合計 1 万 2,489 名となっており、昨年度比 151 名の減となっている。また、幼稚園の園児数は 78 名で、昨年度比 7 名の増となっている。

続いて、県費負担教職員数は小中学校合わせて 845 名となっている。前年度比 20 名の減となっている。うち新規採用教員は 17 名である。管理職では、校園長の異動が 13 名だった。うち 9 名が昇任である。副校長、教頭では 17 名の異動があり、うち 6 名が昇任である。

⑤ 平成 30 年度末いじめの状況について報告【指導課長】

平成 30 年度末いじめの状況について報告する。

初めに、いじめ認知件数について小中学校合わせて 475 件だった。平成 29 年度末と比較すると 142 件増加しているという状況である。小中別で確認すると、小学校は 145 件の増、中学校は 3 件の減である。

いじめの認知件数がふえた原因としては、一昨年度より全ての学校で年度当初に生徒指導研修会を開催し、いじめの認知に関する統一を図り、職員一人一人が積極的にいじめ認知に努めたことが挙げられる。加えて、毎月定例の生徒指導会議についても、学校支援アドバイザーや指導課指導主事が参加し、状況の確認やアドバイスをを行っていることもいじめに対する職員の意識の醸成に資する結果になっていると考えている。

次に、いじめの内容としては、昨年度と同様に冷やかしかからかい、悪口等が最も多く、全体の 6 割を超えている。また、昨今話題になるインターネットを介したいじめについては 2.9%、14 件あった。

次に、いじめの発見のきっかけについては、本人や保護者からの訴えが全体の 7 割を占め、昨年度よりも 10 ポイントふえている。アンケート調査からの発見も約 2 割となっている。本人や保護者からの訴えやアンケートによる発見の割合が増加している傾向が顕著だということになる。

今年度もいじめの定例調査を継続して行うとともに、各学校に派遣している学校支援アドバイザーとの情報交換をさらに積極的に進めていき、いじめの早期発見、確実な解決に努めていく。また、学校での情報共有を活性化させ、即日対応を原則に、いじめ問題に真摯に対応していく。

⑥ 部活動ガイドラインについて【指導課長】

部活動ガイドラインについて報告する。

経緯に関して、平成 30 年 3 月にスポーツ庁より運動部活動の適切な運営等に係る取り組みの徹底についての依頼文書があり、6 月には千葉県教育委員会が安全で充実した運動部活動のためのガイドラインを作成した。佐倉市においても 6 月 12 日に佐倉市小中学校に係る運動部活動のガイドラインを策定し、7 月 3 日には各中学校における活動方針を作成する依頼文書を出している。加えて、平成 30 年 12 月に文化庁より文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが示されたため、運動部活動のガイドラインを基本に加筆修正を加え、4 月 12 日の校長会議において示し、本日教育委員会議でお伝えした後に、5 月上旬をめどに市のホームページに掲載する予定になっている。

今後中学校には昨年同様に学校の部活動方針を作成し、指導課に提出する旨の文書を発出する。

部活動は、教育活動の一環であり、人間形成に資するものであるということを確認し、運用に当たってまいりたいと考えている。

なお、今年度に限り5月1日天皇の即位の日、10月22日即位礼正殿の儀については、その趣旨を生かし、部活動は行わないものとしている。

⑦ ゴールデンウイーク期間中の公民館・図書館の開館について【社会教育課長】

ゴールデンウイーク期間中の公民館・図書館の開館について報告する。本年は年号が変わり、10連休となることから、例年と異なり期間が長くなるので、特別に報告をする。

資料、平成31年度ゴールデンウイーク期間中の公民館・図書館の開館について、基本的に10連休の期間中、公民館と図書館は開館する。

初めに公民館について、4月27日と28日は、通常の土日扱いとなる。よって、夜間もいつもどおりの開館となる。4月29日から5月6日までは、通常の祝日のおり午後5時まで開館する。公民館の休館日は、第2、第4月曜日となるので、第2月曜日となる5月13日がゴールデンウイーク期間直後の休館日となる。

図書館については、土日も祝日も開館時間は同じである。休館日は月曜日と第1火曜日が原則であるが、公民館と異なり、祝日は多くの利用者が見込まれることから、管理規則第3条第2項に基づき月曜日や第1火曜日の祝日は開館し、次に来る平日を休館日としていることから、平日となる5月7日の火曜日と8日の水曜日を休館日にするものである。

⑧ ゴールデンウイーク期間中の文化施設の開館について【文化課長】

ゴールデンウイーク期間中の文化施設の開館について報告する。

今年度は10連休となるが、4月27日土曜日から5月6日月曜日までの期間は、連続して武家屋敷、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館の文化財施設3館及び市立美術館は休まず開館する。

ゴールデンウイーク期間の特別公開については、以前は4月29日昭和の日1日のみだったが、昨年からは5月5日のこどもの日を加えて2日間としている。さらに、ことしに限り5月1日が即位の日として祝日になることから、その5月1日についても臨時で特別公開を実施する。

武家屋敷ではふだんは外から見学するだけとなっている旧河原家住宅の座敷に上がって見学することができ、また旧堀田邸では通常公開していない居間棟の2階部分と奥にある書斎棟を公開して見学していただく予定である。

順天堂記念館の特別公開については、4月27日から5月6日までの期間を通して通常公開していない資料の展示を行う。

また、4月29日、昭和の日と5月5日のこどもの日の2日間においては、今年度も武家屋敷の旧但馬家住宅において甲冑の試着体験をあわせて実施する。

⑨ 感染症について【指導課長】

感染症について報告する。

初めに、平成 30 年度末の状況について、昨年度のインフルエンザの罹患
者数は 2,768 名、一昨年度よりマイナス 1,000 人だった。また、学級閉鎖
のクラスも 74 学級で、50 学級ほど一昨年より減っていた。その他の感染
症は、水痘が 191 名で 127 名増、感染性胃腸炎は 240 名と半減した。感染
症による出席停止措置の総数は 3,849 件で、全体として 1,100 件ほど減少
した。

次に、4 月に入ってからの状況について、インフルエンザ A 型、B 型含
めて 10 名、溶連菌感染症が 5 名と少数で推移している。

今後も手洗い、うがい、予防の徹底等図るよう指導していく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

感染症の追加である。第 15 週、4 月 8 日から 4 月 14 日まで、実はインフ
ルエンザがふえていて、これ印旛の定点観測であるから、必ずしも子どもと
は限らないのだが、定点当たり 2.0 である。それで、その前の週の第 14 週、
4 月の初めから 4 月の 7 日までだが、1.08 なので、倍になっているのである。
実は 3 週間前から比べると徐々にふえていて、ちょっとどういうことなのか
なという。これからまた新学期になって、まだふえるということは余りない
とは思いますが、少し気をつけていただけたほうがいいと思う。

感染性胃腸炎は相変わらず多く、定点当たり第 15 週、先週が 5.13、それ
からその前の週が 5.69 であるから、ほとんど変わっていない状況である。第
13 週で 3 月の終わりのときが 3.5 だったので、これも少しふえている。

溶連菌については、定点当たり先週が 2.44、その前が 2.38 であるから、こ
れはそれほど多くはないのだが、一応これも少し気をつけていただくという
ことで、季節が安定してくればこれ以上ふえることはないと思うが、状況と
してはそういうことである。

ことしインフルエンザはある期間ものすごく多かった。もう警報レベルで
定点当たり 50 を超えていたのだが、期間が短かったもので、全体に少なかっ
たのだろうということだった。

先ほど話したが、インフルエンザが若干ふえているので、気をつけていた
だきたいということである。

【委員 1 名より】

教育施設の利用状況について、一番気になるのは 3 ページにある文化施設
の入館状況であるが、軒並み減っている。特に修理で休館したりということ
は余りなかったと思うのだが、かなりこういう施設の利用については力を入
れていらっしゃると思うのだが、その辺いかがか。

【文化課長】

軒並み減少ということで、全体で 1 割弱、特に堀田邸の減少が大きく 17%
程度減ってしまっているというような状況、明確な原因は、いろいろ調べて
はみたのだが、これという要因は見当たらなかったというところがある。新
たな来館者とかリピーターに来ていただくような形のことができていないと
いうところなのかなとは考えている。日本遺産を含めてこれまでも地域創生

課や産業振興課と協力して成田空港や羽田空港、またスカイツリーなどでPRはこれまで以上にしているところだが、なかなか結果に結びついていないというところである。佐倉市の文化財、貴重なものなので、さらに来館していただけるように文化課としてはいろいろと工夫してまた集客に努めていきたいと考えている。唯一ここには出てきていないが、ロケがふえて、それについては非常に収益が、ロケだけでも見ると150万ぐらい増収になり、その点だけはプラスにはなっているのかなというふうに考えている。

【委員1名より】

いろいろPR努力していただいていると思うが、せっかくの貴重な文化財なので、活用して、PRも工夫していただければと思う。ロケがふえているということは、一応認知はされているはずなのだが、一般の方がもう少しふえればと思うので、その辺よろしく願います。

【委員1名より】

今の文化財の関係から、今度五千円札に津田梅子さんがなられる。たしか津田仙の娘だと思う。生まれたのが江戸で、こちらではないのだが、そういうのをまた何かうまく関係性というか、人を呼ぶようなプロジェクトなどができないかなというふうに思うが、いかがか。

【文化課長】

この津田梅子が五千円札に採用されるというニュースは、確かに佐倉市にとっていいことなので、文化課だけではなくて、さまざまな担当課等と連携する中で、どういう形でうまく活用と言うとちょっと語弊があるかもしれないが、融合して佐倉の認知度アップ、また文化財等の来館者数増につなげていければなというふうには考えている。

【委員1名より】

4年あるので、よろしく願います。

【委員1名より】

先ほど昨年度の文化財施設の入館者数が少し減っているという話もあったが、つい先ほど武家屋敷と美術館のほうに、時間があったので、足を運んできたのだが、武家屋敷についても満車になっており、レンタサイクルなどもやっていたので、それなりに訪れる方はいらっしゃるのではないかなというふうに思った。

また、トイレが駐車場のほうに新設されていて、これがまた景色にすごくマッチしたもので、ちょうど利用されて出てこられた方がいらしたのだが、その方が別のお連れの方に「トイレがすごくきれいでよかったわ」なんていうこともおっしゃっていたので、そういったところも含めて、また看板のほうに文字の字体とか、あと英語表記とか、武士のシルエットのようなものも入っていて、またこの後子どもたちや海外のお客様などにもすごく受けがいいのではないかなというふうに感じたので、またこれからどんどん来場者数ふえたらいいのではないかなというふうに思った。

あと、美術館についても、今収蔵作品展の「花ものがたり」開催されていた。中も入らせていただいたが、作品はもちろん、展示についての心温まるようなメッセージが載せられてあったので、その作品に寄り添っている感じ

がより一層深い空間を演出していたのではないかなと思ったので、そういったところも含めて美術館を楽しんでもらえるといいのではないかなと思った。

両施設とも春ということもあるのか、たくさんの方が足を運ばれているのだなという印象を受けたので、特に今回連休がすごく長くて、文化施設はもちろんだが、美術館、音楽ホール、あと図書館、職員の方も大変かと思うが、来場者数がどんどんふえるように期待している。

【美術館長】

先ほどご来館いただいたという、気がつかなくて失礼した。今委員が言われた、春ということで花をテーマに取り上げた「花ものがたり」、それから3階の市民ギャラリーのほうも毎年恒例でお使いいただいている団体でにぎわっており、ちょうどいいときに状況をごらんいただけて大変うれしく思う。

【委員1名より】

同じ教育施設の利用で5ページ、市民音楽ホールの利用状況だが、休館は平成29年度1月22日から3月31日までとなっているが、4月から8月のところでゼロというのは、どういうことか。

【文化課長】

ゼロというのは誤解を招く、棒線か何かにしておけばよかったかもしれないのだが、工事が昨年9月22日まで続いていて、年度をまたいで工事をし、8月までは休館中だったので、ゼロとなっている。

【委員1名より】

次の6ページ、6月から9月までの行事も一応入っているが、これはやったのか。

【文化課長】

5、6、7と入っているが、中央公民館や志津コミュニティセンター、また各学校に出向いて事業を行っているところである。

【委員1名より】

そうしたら、5ページの表にはその旨書いておいていただかないと誤解を招くのではないかなと思うがいかがか。

【文化課長】

あくまでも音楽ホールの利用状況、これは建物としての利用状況が書いてある。次の自主文化事業については、事業についての利用者というか、そういうところで書かせていただいているところである。

【委員1名より】

そうではなくて、5ページのほうに4月から8月まで休館というのがわからないのである、これでは。だから、そこに入れておいてもらったほうがいいという、そういうことである。

【文化課長】

確かにここ29年度の比較の数字が書いてあり、それがこの期間休館だったので、この数字ですということ、音楽ホールとしてはそういう意味で記載したのだと思うのだが、確かにプラスに4月の1日から9月22日までの休館があったことはわかるような記載をすべきだったと思う。

【委員1名より】

資料2 ページ、平成30年度学校開放利用状況について、利用団体数であるとか利用件数、人数などはわかりやすいのだが、利用目的がわかるとさらにどういう方たちが学校開放を利用されているのかがわかるので、今急のお願いではないが、ご検討いただければと思う。

【社会教育課長】

検討していく。

【委員1名より】

いじめのところについて、5番目、表をいただいたのだが、2番目、平成31年末いじめの状況のその他というのがあるが、これはどういうふうな経過になっているか、その他というのをちょっと具体的に教えていただければ。2番目の表である。解消している、取り組み中、その他というのがあるのだが、その他は何なのか。

【指導課長】

その他に関しては、事例としてちょっと具体的には挙げられないのだが、いじめ重大案件とか、いじめに遭ったほかの連携で今第三者委員会を立ち上げているとか、そういうものがあればここに記載したいというふうなことでここを設けていると聞いている。

【委員1名より】

そういう重大案件も第三者委員会を立ち上げるような事案はなかったということか。そうすると、その他にはそういうものが入るといふ。理解した。

【委員1名より】

いじめの関係の4の発見について、ここでアンケートとか本人の申告がやはり多い。非常によかったなと思うのは、学校が発見した中の内訳で、小中、担任の教師は当然なのだが、担任外の教師というのがある。自分のところの学級だけではなくて、ほかの学級と情報共有している、教員間の情報の共有がなされているのかなというふうにしたので、教員間のいじめの情報の共有、このあたりも引き続き強めていってもらえればよりいじめの発見につながるのかなというふうにする。

【指導課長】

いじめの発見については、先ほど顕著だといったところだけもう一度つけ加えさせていただく。

昨年度よりも本人、保護者の訴えから発見して解決に至るというケースがとて多くなっている。それは、ここ何年かいじめについて学校が情報発信するとともに、そういうことは必ず受けますと、受けた後、保護者にも必ず連絡をして、解決をしていくというようなサイクルが随分できてきているのではないかなと思う。安心して保護者もこういうことがあったという報告が学校に上がるようになってきたのではないかなと思う。また、そのことも踏まえて、担任外の職員も意識が高くなってきて、好循環というか、発見に向けて学校全体で組織的に取り組むということになっているというふうになっているので、引き続き頑張っていきたいと思う。

【委員1名より】

いじめについて、今の4番目の発見のきっかけだが、この下の内訳で関係

機関というのがある。これは、例えば教育センターとか、具体的にどういう関係機関であるか。

【指導課長】

教育センター、またレアなケースで行くと中央児童相談所から直接こういう保護者からの訴えがありましたというようなこともあるというふうに思う。ただ、この3件についてこういうことかというのはいま把握していない。

【委員1名より】

例えば関係機関だと、特にここだという限定ではないのか。例えば医療機関からの報告というのものもあるわけか。

【指導課長】

虐待に関しては実際にある。ただ、いじめということに関しては医療機関からというのは今ここにあるかというのは、はっきりした数字ではない。

【委員1名より】

理解としては要するにそういういじめがあったところから報告があれば、どこの機関でも受け付けますよと、そういう認識でいいわけか。

【指導課長】

はい。

【教育長職務代理人】

このいじめのところについて、先ほどインターネットによるいじめが14件という報告があったが、この解消はいかがか。

【指導課長】

全て解消しているわけではないというのは、関係の、例えばスマホであれば、端末を指導上確認してという連携の中で、つかみ切れない部分も実際この14件の中にはある。ただ、本人に関してはこういうふうに指導していく、また保護者とこんなふうに協力していきましょうということで3カ月経過を見る、3カ月が終了した段階で一応案件としては終了するという流れでは進んでいる。

【教育長職務代理人】

その辺はこのインターネットの場合、非常に難しいところだろうと思う。かといって見過ごすと、それはますます膨らむというか、悪質化する可能性もあるので、少しこの辺については専門機関等々に問い合わせ、何かいい方法を手に入るのがよろしいのではないかなと思っている。検討いただければと思う。

【教育長】

インターネットに絡んで人を誹謗中傷していく、人を排除していくというのは、あつては絶対ならない行為であつて、今回のいじめ防止対策推進法についてはそれが大きな拠点になっているので、事象があつたものについてはすぐになくすように努力する、それはあつてはならないので。継続観察しなければいけないものであるから、今教育長職務代理人がおっしゃったように関係機関にいろんなあらゆる手段を講じて抑止効果を発生するような対応をしていきたいと。事象があつたものは、すぐに対応したいという心構えで対応していくことが大前提である。

【教育長職務代理者】

ぜひお願いします。

もう一点、きょういただいた部活動のガイドライン、これは内容をまだ新しいのを読んでいないので、的外れかも載っているのかもしれないが、土日の扱いである。これは、土曜日もしくは日曜日を含むというふうに解釈するのか、土日はいずれも配慮するというふうに解釈するのか、その辺具体的にはどういうふうにお考えになっているか。

【指導課長】

基本ラインは週2日必ず休みなさい、平日または土日のどちらかということになっている。ただ、ただし書きに大会やコンサートのようなものがある場合は、それを長期休業中にとか、ほかのところで振りかえるようにするというふうな文言がある。中学校では、それを受けて各学校に部活の活動方針を作成し、指導課にもそれを上げていただくことになっている。その中で、校長先生のこういうふうに運用をしていきますというようなことがあるので、それをこちらでも確認をしていくという流れになる。

【教育長職務代理者】

ぜひ土曜日、日曜日、長時間使える可能性は否定しないが、一方では両方使われるような状況だと、子どもの生活それ自体がますます窮屈なというか、そういったことも考えられるので、よろしくお願いします。

【委員1名より】

いじめの先ほどのインターネットに関連して、いじめというよりは、一般論でちょっと聞くのだが、今スマホは、ほとんど小中学生は持っているが、学校での扱いはどういうふうな原則で決められているのか。

【指導課長】

基本は、小学校を例にとると、届け出制ということになっている。保護者からこういう理由で持たせませぬ、それに関しては学校でその文書を保存し、1年が終わると戻す、学校でのスマホの扱いに関しては見えるところには置かない、見えるところにはぶら下げないというような流れで小学校はやっております。中学校も基本学校に必要なものは持ってこないということですので、同じような形で管理はしっかりしているという流れである。

【委員1名より】

何かマニュアルとか文書になっているものはあるのか。そういう申し合わせだけなのか。

【指導課長】

年度初めに必要な場合はこのような書類を提出してくださいという文書は各学校から出ている。

【委員1名より】

いや、その扱いに関して。どういう扱いをしますかというようなことは文書化されているのか。

【教育長】

基本的に学校は勉強に使うものしか持ってこないのが大原則で、それは学年だより、学校だより、学級だよりで周知と生徒の集会できちっと話して

いる。基本原則はそこで押さえてある。今指導課長が言ったのは、例えば万やむを得ず親に連絡しなければいけない事例がその子どもに生じた場合は特例あるが、大原則がそういうことで共通理解がある。

【委員1名より】

理解はいいのである。だが、それは別に文書化されてもいないということか。申し合わせだけ、原則だけということか。

【教育長】

文書化というか、こう今まであるべき姿を保護者に伝えている。

【委員1名より】

それは当然である。だから、扱いは、そこでとまっているわけか。

【教育長】

そうである。

【委員1名より】

今後例えばいじめのインターネットがふえただとか、そういうときに学校でスマホがどういう扱いをされているかというのは、個々の学校でばらばらになるという可能性もある、細かいところで。その辺はどうなのか。原則はわかる。誰もが同じことで、学校は勉強の道具だけ持ってきたらいいと。その辺はまだその先は行っていないということ、原則論だけ言っていて。

【教育長】

要はそういうものは学校に持ち込まないというのが、全ての学校がそういうふうになっている。

【委員1名より】

それはそうなのだが、実際は持っているのか。

【教育長】

それは、ただし書きの子である。

【委員1名より】

だから、ただし書きの子は持っているわけか。

【教育長】

そういうことである。

【委員1名より】

そうしたら、もう原則としては持ち込ませないというのが基本だということか。

【教育長】

学習用具としては必要ないものなので、そういう形である。

【委員1名より】

それは、小学校も中学校も一緒だと。

【教育長】

そうである。

【委員1名より】

そうしたら、持ってこないというのが原則なので、特にマニュアルとか、そういうものはつukらないという、そういうことなのか。

【教育長】

ただし、やはり委員がおっしゃったようにその取り扱いについては十分学校からも働きかけの必要があると思うので、今後いろいろな形で保護者にお知らせしていくということは重要なことだと思う。

3 議決事項

議案第1号 佐倉教育ビジョン後期推進計画（平成28年度～平成31年度）の改訂について

教育総務課長より上程議案の説明

内容：本議案は、佐倉教育ビジョン後期推進計画の内容について事業内容の変化などに対応するための改訂を行おうとするものである。前回、3月の教育委員会議におきまして協議をいただき、指摘いただいた点について修正している。

かがみ文の次の資料、議案の修正表、佐倉教育ビジョン後期推進計画（前回協議からの修正点）、表の一番上の部分、推進計画の本文で申し上げると23ページの部分となる。こちらの表の右側が修正前の記載、左側が修正後の記載となっている。ナンバー9の小規模学校活力の向上の事業内容について、学校支援補助教員を配置する学校として記載されている弥富小学校に加えて、和田小学校も追加する。あわせて、アンダーラインが引かれている部分について、内容を精査し、文言整理を行っている。具体的には、修正前の「学級編制基準を下回り、複式学級が発生する可能性があり」という部分の記載について、可能性があるというような記載になっていたが、実際には学級編制基準に基づくと複式学級となる状況にあることから、実態に即した記載となるよう文言を改めている。

次に、本文31ページ、ナンバー36の児童生徒の体力向上の推進の下の表、事業展開（工程表）という部分について、平成31年度の右側の欄に必要な記載があった。こちらについても指摘をいただいたので、この部分を削除している。

次に、2ページの上の段、本文47ページ、資料編の部分となる。児童数、生徒数、学級数の推計について、修正前は平成30年度の児童生徒数等が推計値となっていた。こちらにも指摘をいただいて時点修正を行い、平成30年度の児童生徒数等の数値を実績値に改めている。

その下の本文60ページの部分については、推進計画に改訂があった場合に計画の資料の末尾に主な見直し点として掲載をさせていただいている。今回の改訂の内容について追加をさせていただくものとなっている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

23ページ、ナンバー9、先ほど実態に即した表現ということで説明いただいたが、文章的にも改正前の「下回り」とかという言葉に

については少々不安が感じられる表現だったのかなというふうに改めて思ったので、今回改正後ということで不安が緩和される表現になったと思うので、こちらについては非常にいいと思った。

【委員1名より】

16 ページ、ナンバー24、取組指標のところ、88 単位、31 年度末の目標だが、記憶に間違いなければこれは指標にはならないのではないかという意見が出たような気がするのだが、これはどうなのか。そのままということか。

【社会教育課長】

前回の会議録を確認して、今回はこれでいいけれども、次回以降というような発言があったので、今回はこのような形でさせていただいた。次回以降については、検討させていただく。

【委員1名より】

33 ページ、ナンバー 4、前の議事録はちゃんと読んでいないので、わからないが、取組指標の 31 年度末の目標 70%としてあり、もう少し高くてもいいのではないかという意見が出たが、これはいかがか。

【教育総務課長】

社会教育課長の回答と同じになるかと思うのだが、教育ビジョンの後期推進計画、今年度をもって最終年度としており、こちらのほうも今年度はこのまま行かせていただいて、次回改訂の際にご検討させていただければと思っている。

【教育長職務代理者】

修正点の 2 ページ目の 60 ページ、そこに 23、この変更はよくわかるのだが、24、27、34、それはどこが修正されているのか。これは前と同じではないか。

【教育総務課企画財務班長】

こちらについては、左側の修正後の表において 23 ページの小規模校学校活力の向上の項目を追加したことや、最後の 47 ページの児童生徒数、学級数の推計を追加した部分のその差し入る場所を示すために、どこに入るか表現するために、変更のない表の部分も抜き出した形であわせて表記させていただいているので、その部分は変更のない形になる。

《議決結果》

可決

議案第 2 号 佐倉市立美術館運営協議会委員の委嘱について

美術館長より上程議案の説明

内容：この佐倉市立美術館運営協議会委員について概略を説明すると、運営協議会は博物館法の第 20 条第 2 項で「博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする」というふうに定められているのを受けて設置している。本館の協議会は、佐

倉市立美術館運営協議会運営要綱によりまして館長の諮問に応じて審査審議し、意見を具申するというふうに定められている。その諮問の内容としては、美術館の運営方針とか事業計画に関すること、美術作品受け入れの際の審査及び収集方針に関することというふうになっている。

続いて、1ページに候補者の名簿を載せている。上段にあるように、樋田豊次郎さんから長澤満さんまで10名を候補とさせていただいている。期間については、令和元年5月1日から令和3年4月30日までである。

次に、2ページ、先ほどの10名の候補者の方の略歴を載せている。概略申し上げると、1番から5番については美術に関する専門的知識をお持ちの方、6番の吉村さんについては家庭教育に関する活動を行われる方である。7番の豊田さんについては、その他意見を有する者ということで、豊田さんについては千葉県の職員として文化財行政に長らくかかわっていらっしゃった方である。8番、安本さんから長澤さんについては、市内で活動する美術団体の推薦をいただいた方をお願いしたいということでそれぞれ略歴となるが、ごらんいただければと思う。

続いて、3ページ、委嘱状については、佐倉市立美術館運営協議会委員を委嘱します、期間は令和元年5月1日から令和3年4月30日までとします、令和元年5月1日、佐倉市教育委員会というふうになっている。

4ページについては、先ほど案内した美術館運営協議会について関連する条例及び博物館法を載せている。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

令和の元号について、たしか関係省庁では、4月までは平成なので、平成で記載して、令和元年になってから令和という名前を使っていくという申し合わせ事項になっていた気がする。これを見ると、平成31年4月17日提出で、平成中の作成文書であるから、令和というのは使えないのではないかと思うので、確認してほしい。

【美術館長】

確認させていただく。

【委員1名より】

条例の17条が載っているのだが、ここには人数の記載と、あとそれから各委員の内訳、学校教育とか家庭教育の向上、学識経験とある。これは、各分野についての定めはほかに何かあるのか。どこが何人とか、そういう定めは。

【美術館長】

定数10名になっているわけで、そのご専門の分野については細かい決まりはない。ただ、先ほど美術の専門知識をお持ちの方で1番から5番というふうに案内をしたが、その候補の方の学校、大学の教員を長らく勤めたという方が入っているので、重複して詳しい分野をお持ちの方というふうにも思っている。

【委員1名より】

この専門の振り分け、例えば工芸が何人、近現代美術が何人、各それぞれ専門を見せていただくと1人ずつということになった、日本近代絵画史が二人になっているが、これは近世と近代で分けてあるのか。各お一人なのだが、これについての専門性の人数の配置というのはどこで決めているのか。

【美術館長】

近現代とか近代ということなのだが、佐倉市の美術館としては浅井忠というビッグネームというか、収蔵しているし、研究の対象となっている、そういうあたりに詳しい先生、また例えば4番の田中さんについては東京文化財の研究所で長らく研究職をなさっていたということで、文化財的な観点から保存科学とかということでお願している部分もあり、ただそれが、細かに近代が何人、現代が何人というふうなことではないので、佐倉市の美術館に合わせてそのジャンルをなさっている方をお願いしたいというふうになっている。

【委員1名より】

要するにお一人お一人は立派な方であろうから、問題ないと思うが、例えばこれだと中世以前とか、そういう偏りがあるような気がするのと、それからこれは例えば分野を選択するのは美術館の中で決めているのかどうか、その辺はどうなのか。例えば館長さんが委員会を開いてこういう方にこの分野専門家を1人欲しいと、そういうように決めていらっしゃるのか、その辺の決定過程はどうなっているのか。

【美術館長】

私も6年目に入るのだが、長らく務めていらっしゃる先生がいるということ、それから佐倉市立美術館では佐倉ゆかり、千葉県ゆかりの美術品、それから若い方にも関係する現代美術ということでやっているの、先ほどの浅井忠ではないのだが、収蔵品として持っている研究の対象となることを厚くという傾向がどうもあるのかなと思っていて、中世以前がここに専門というふうに挙げられている先生は書いてはいないが、もちろんこういった委員さんを介してそれぞれの研究機関に照会させていただくようなこともこれまでもしているの、何かこれでこの部分が抜けていたとか、そういうことではないように思っている。

【委員1名より】

そういう専門分野の問題、もう一つ前の段階で、これを検討するのが、どこでされているのかという、そういう質問なのだが、ちょっとわかりにくかったか。例えば美術館の中で、館長さんが中心となってそういう選定委員会をつくってやっているのか、そうではないのか、そういう質問をしているのだが。これ一応案が上がっているの、その過程があるかと思う。どういうふうにこれを上げてきたかという、そこはどうなのか。

【美術館長】

美術館の中で、やはり美術館を運営する調査を進めていく中で必要とする先生について、委員さん候補について引き続きやっていただきたいと、またそれは外部から何か推薦をもらっているとか、そういうことではない。職員、それから私含めて検討した結果である。

【委員1名より】

ちょっとしつこいようで申しわけないが、選定委員会があるということか。

【美術館長】

ありません。

【委員1名より】

そうすると、これは職員の方が集まって、ではこの方にしましうかという、そういう会合だけでこれを出してきたということか。

【教育長】

美術館の内部の中にも専門の学芸員いるので、そういう実情を見て館長がまとめて、私のほうへ持ってきて説明を受けたものであるから、そういう形でお出ししたということである。

【委員1名より】

別に選定委員会もないが、専門の分野の意見と館長の資料を添えてここに出てきたということでした。

【教育長職務代理者】

かがみ文1ページ、本文の1ページ、期間、令和の令のところについて、実は委嘱状の令、字体違う。これは字体については問題にしないという政府の見解もあるが、ただ佐倉市としてはやはり全体の字体を使うかということは検討される余地があるかと思うので、直接関係ないが、ぜひご検討してほしい。

【美術館長】

書体が、フォントが違う関係もあるかと思うが、先ほどの小菅委員からのご指摘とあわせて、行政管理課へ確認する。

【教育長】

教育総務課が中心になってやらなくてはならない。

【教育総務課長】

一緒に検討する。

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和元年5月定例会 5月15日(水) 午後2時00分より

1号館3階会議室